（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程）

第四十一条の十三　（略）

2　事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について、関係労働者（同項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、関係労働者及び当該請負人）に周知させなければならない。

（退避）

第四十二条　事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、その事故によつて受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、作業に従事する者を退避させなければならない。

一　第三条の二第一項の規定により設けられた遮蔽物が放射性物質の取扱い中に破損した場合又は放射線の照射中に破損し、かつ、その照射を直ちに停止することが困難な場合

二　（略）

三　放射性物質が多量に漏れ、こぼれ、又は逸散した場合

四・五　（略）

2　（略）

3　事業者は、作業に従事する者を第一項の区域に立ち入らせてはならない。ただし、緊急作業に従事する者については、この限りでない。

（診察等）

第四十四条　事業者は、次の各号のいずれかに該当する労働者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

一　（略）

二　第四条第一項又は第五条第一項に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者

三～五　（略）

2　（略）

3　事業者は、放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下この項及び次条第四項において「放射線業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、放射線業務等に従事する者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

（事故に関する測定及び記録）

第四十五条　事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じたときは、労働者がその区域内にいたことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた実効線量、眼の水晶体及び皮膚の等価線量並びに次の事項を記録し、これを五年間保存しなければならない。

一～四　（略）

2・3　（略）

4　事業者は、放射線業務等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第一項に規定する区域が生じた場合であつて、放射線業務等に従事する者がその区域内にいたことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた同項の実効線量又は等価線量が明らかで

（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程）

第四十一条の十三　（略）

2　事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（退避）

第四十二条　事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、その事故によつて受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、労働者を退避させなければならない。

一　第三条の二第一項の規定により設けられた遮へい物が放射性物質の取扱い中に破損した場合又は放射線の照射中に破損し、かつ、その照射を直ちに停止することが困難な場合

二　（略）

三　放射性物質が多量にもれ、こぼれ、又は逸散した場合

四・五　（略）

2　（略）

3　事業者は、労働者を第一項の区域に立ち入らせてはならない。ただし、緊急作業に従事させる労働者については、この限りでない。

（診察等）

第四十四条　事業者は、次の各号のいずれかに該当する労働者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

一　（略）

二　第四条第一項又は第五条に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者

三～五　（略）

2　（略）

（新設）

（事故に関する測定及び記録）

第四十五条　事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じたときは、労働者がその区域内にいたことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた実効線量、目の水晶体及び皮膚の等価線量並びに次の事項を記録し、これを五年間保存しなければならない。

一～四　（略）

2・3　（略）

（新設）